

第2節 指定

I 指定

事業者・施設の指定については、各法律ごとのサービスの種類及びサービスを行う事業所ごとに指定を行うこととなる。都道府県等は、指定居宅支援事業者及び指定施設を指定する際は、提出された申請書及び添付書類などをもとに、当該事業者、施設の指定基準を満たしているかどうかの判断を行い、指定するものである。指定基準を満たさない事業者・施設は、指定を受けられないので留意すること(第3節のI参照)。なお、指定基準上、設備面積等の明確な数値を設定していない事項についても、都道府県等が個別にその内容の適否を審査するものである。

指定を行った場合には、事業者管理台帳に記載するとともに、指定を行った旨を公示し、各市町村等に情報提供を行う必要がある。

1 指定居宅支援事業者（身障法第17条の17、知障法第15条の17、児福法第21条の17）

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所の従業者の員数が、指定居宅支援等基準を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、指定居宅支援等基準に従って適正な居宅生活支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

2 指定施設（身障法第17条の24、知障法第15条の24）

- (1) 申請者が地方公共団体又は社会福祉法人でないとき。
- (2) 申請者が、「指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令第79号)又は「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令第81号)(以下「施設指定基準」という。)に従つて適正な施設の運営をすることができないと認められるとき。

II 事業者の指定開始の時期について

事業者及び施設に係る指定の開始時期については、次の事項を参考にしつつ各都道府県等の実情を勘案して適宜処理することとされたい。

1 居宅支援事業者

事業者の指定に関する経過措置はないため、平成15年4月の制度施行前までに都道府県等の指定を受ける必要がある。なお、本年第III4半期より支援費支給申請の受付が順次開始されることから、利用者、市町村に対し事業者情報を提供

する必要があることに留意しつつ、申請の受付・指定を行われたい。

2 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、特定身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮

昨年8月の事務大要においても示したとおり、現在措置委託を受けている施設については、指定を受けたものとみなされるので申請は不要である。ただし、支援費制度に移行することにかわりはないため、経過期間中の取扱いを含めて制度の内容について事前に説明会を開催すること等により周知徹底を図られたい。

また、平成15年4月に新たに指定施設として運営を開始する予定の施設については、制度施行前までに指定を受ける必要があることから、制度の内容について事前に説明会を開催すること等により周知徹底を図られたい。

III 指定の辞退（身障法第17条の29、知障法第15条の29）

施設は、3月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができることとされている。指定を辞退しようとする施設は、辞退の日の3月前に指定を受けた都道府県等に届け出る必要がある。（様式第4号参照）

IV 指定の取消し

都道府県等は、指定居宅支援事業者又は指定施設が、次のいずれかに該当する場合は、指定の取り消しを行うことができる。

1 指定居宅支援事業者（身障法第17条の22、知障法第15条の22、児福法第21条の22）

- (1) 指定居宅支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は員数について、事業者指定基準を満たすことができなくなったとき。
- (2) 指定居宅支援事業者が、事業者指定基準に従つて適正な事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 居宅生活支援費の請求に関し不正があつたとき。
- (4) 指定居宅支援事業者が、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。
- (6) 指定居宅支援事業者が、不正の手段により指定居宅支援事業者の指定を受け

たとき。

市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指定居宅支援を行つた指定居宅支援事業者について、(2) 又は (3) に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県等に通知することができる。

2 指定施設（身障法第17条の30、知障法第15条の30）

- (1) 指定施設の設置者が、施設指定基準に従つて当該施設の適正な運営をすることができなくなつたとき。
- (2) 施設訓練等支援費の請求に関し不正があつたとき。
- (3) 指定施設設置者等が、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 指定施設設置者等が、出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定施設の設置者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。
- (5) 指定施設の設置者が、不正の手段により指定施設の指定を受けたとき。

なお、市町村は、施設訓練等支援費の支給に係る指定施設支援を行つた指定施設について、(1) 又は (2) に該当すると認めるときは、その旨を当該指定施設の所在地の都道府県等知事に通知することができるので、留意すること。

V 公示

都道府県等は、指定居宅支援事業者、指定施設の指定をしたとき、指定居宅支援事業者、指定施設から届出があつたとき及び指定を取り消したときは、その旨を速やかに公示するとともに、利用者、市町村に対して情報提供を行う必要がある。

1 指定居宅支援事業者（身障法第17条の23、知障法第15条の23、児福法第21条の23）

- (1) 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。
- (2) 届出があつたとき。（第3節I1の指定居宅支援事業者の名称等の変更、事業の休止及び再開に係るものと除く。）
- (3) 指定居宅支援事業者の指定を取り消したとき。

2 指定施設（身障法第17条の31、知障法第15条の31）

- (1) 指定施設の指定をしたとき。
- (2) 指定施設の指定の辞退があつたとき。
- (3) 指定施設の指定を取り消したとき。